

# 貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期） 報告書

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の世界的な流行により我が国企業の対外取引に影響が生じたことや、貿易立国から投資立国への転換など対外取引の在り方が変化していることを踏まえ、貿易保険制度上の課題について検討を行うため、2020年秋に「貿易保険の在り方に関する懇談会」を開催した。その懇談会においては、主に、(1)新型コロナの影響により顕在化した課題と対応、(2)新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応、(3)利用者ニーズへの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応、の3つの観点から議論を行った。議論を踏まえて、貿易保険として制度の見直しが必要と考えられる項目、及び現行制度の枠組の中で運用の改善が必要と考えられる項目を整理し、ビジネスリスクに制度・運用の両面から対応するとともに、攻めのSDGs投資等を促し、我が国企業の競争力強化を強力に後押しすることが必要である旨の取りまとめを行った。

具体的には、貿易保険制度の見直しについては、まず、新型コロナの影響により顕在化した課題も踏まえて、今後、当事者の責めに帰さない様々なリスクが発生する場合にも、企業が安心して事業を行える環境を整備する必要がある。そのため、保険の基本的な骨格や株式会社日本貿易保険（NEXI）の収支相償の原則等に留意しつつ、非常リスクが発生した際に企業が追加的に負担することとなった費用を填補する保険の事件事由を、感染症を含む、戦争・革命・内乱以外の非常リスクにも拡大することが適当であるとした。また、我が国企業のサプライチェーンが各国にまたがり複層化していることを踏まえ、レジリエンスを強化するための対応として、日本企業が行う再投資等（間接投資）や仲介貿易における前払取引についても貿易保険の対象とすることが適当であるとした。さらに、グローバルな企業競争が拡大し国際分業が進む中では、NEXIが国際金融機関に対するレバレッジを強化することなどが重要であり、例えばNEXIの業務に国際金融機関への出資を追加することによりNEXIと国際金融機関との連携を強化することなどが適当であるとした。

運用を更に改善すべきものとしては、企業のSDGsに係る目標達成を更に後押しするため、積極的な案件形成を目指すべきカーボンニュートラルやデジタル等の分野について個別案件に応じて付保率の引上げ等を検討することが適当であるとした。また、中堅・中小企業への支援拡大のため、NEXIの保有する海外情報に企業がアクセスできるサービスの検討を進めること、民間損害保険会社との連携強化のため、再保険の引受対象の拡大について検討することなどが適当であるとした。

改めて世界の状況に目を向けると、前回懇談会の報告書取りまとめ（2020年11月）からわずか半年余りの間にも対外取引を巡る状況は変化している。本年1月には、米国でバイデン

政権が誕生し、米中対立の基調は中長期化の様相を呈している。また、2月からはミャンマーにおいてクーデターも発生しており、足元の国際情勢は引き続き厳しさを増している。

また、我が国は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を掲げているが、バイデン政権やEUをはじめとする各国政府や国際金融機関においても気候変動に関して積極的な施策や姿勢を表明しており、その政策動向も対外取引に大きな影響を与えるようになってきている。さらに、気候変動に加え、雇用や格差等、様々な経済社会の課題がある中、SDGs等の達成に向けた取組に対する社会的要請が一層高まっている。

感染が長期化する新型コロナが経済に与える影響については、IMFが本年4月6日に公表した見通しによれば、2021年の世界の実質GDP成長率は6.0%であり、2020年の落込幅を取り戻すだけの回復が見込まれている。しかし、一部の国・地域では最近でもロックダウンが実施されるなど、国・地域ごとの経済の回復スピードは大きく異なっており、回復の跛行性がみられている。

こうした対外取引を巡る状況の変化を踏まえ、国際情勢に対してより一層の対応を行う、脱炭素を含むSDGs等の達成に向けた取組を一層支援する、また、特に状況変化の影響を受けやすい中堅・中小企業や今後輸出の大幅な拡大を目指す農林水産品分野等の海外展開支援を充実する、さらには、これら全てを踏まえて、日本企業の競争力を強化するために国際ルールに則りつつ他国との公平な競争環境(LPF:Level Playing Field)を確保するといった必要性が高まっている。貿易保険としては、これらの観点から、その制度の充実を図り、我が国企業の対外取引を積極的に後押しすることが重要となっている。

また、先般NEXIにおいては、貿易保険法上認められていない外国債券の保有、保険料の誤徴収といった法令違反事案が判明した。これを受けて、NEXIでは、再発防止策を講じているところであるが、この事案の経緯も踏まえ、NEXIの適切な業務運営を確保する観点からは、NEXIの監督を担う経済産業省としても、NEXIの監理について検討することが必要となっている。

こうしたことを踏まえ、貿易保険事業の適切な運営が確保されることを前提に、今後、我が国企業の対外取引をより一層積極的に後押ししていくため、貿易保険の利用者、民間損害保険会社、学識経験者等様々な関係者をメンバーとする「貿易保険の在り方に関する懇談会(第2期)」を開催し、貿易保険制度の在り方について、以下の5つの観点から議論を行った。

- (1) 国際情勢への対応
- (2) 脱炭素を含むSDGs等の達成に向けた取組支援
- (3) 中堅・中小企業／農林水産品分野等の海外展開支援
- (4) 他国とのLPF確保のための取組(OECD輸出信用アレンジメント)
- (5) NEXIの監理

本報告書は、現行の貿易保険制度の見直しが必要と考えられる項目、現行制度の枠組の中で運用の改善が必要と考えられる項目について、懇談会での議論を通して指摘のあった課題及び対応の方向性についてまとめたものである。

## 2. 具体的な課題と対応の方向性

### (1) 国際情勢への対応

国際情勢が変化する中、公的金融機関である NEXI は、我が国企業の対外取引を支援するため、より一層の役割を果たしていくことが求められている。前回懇談会においてもこうした観点から議論を行い、新型コロナの影響による損失が保険金支払の対象とならない保険について、感染症を含む非常リスクに対応できるよう制度的に措置することが適当であるなどの結論を得た。

国際情勢は予見しがたい。このため、上記の新型コロナのように、貿易保険制度が対応していないことが発覚した場合に、事後的に制度改正をするのではなく、保険事故の対象となる事由をあらかじめ整理し、不測の事態に柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。その観点から、前回懇談会で議論した内容に加えて、政府において、例えば、以下についても措置することを検討することが適当である。

- ・ 現行制度上、融資保険等では、輸出保険（輸出不能）では対象とされている「相手方の更生手続開始の決定」は事故事由として手当てされていない。こうした中、会社更生計画が可決された際に既存契約が消滅する制度を持つ国での案件など、債務の履行遅滞が発生し得ない場合もある。加えて、保険種により対象となる法的倒産の種類に差を設ける必要性も低いとの指摘もあったことから、「相手方の更生手続開始の決定」も事故事由に追加する。
- ・ 現行制度上、海外投資保険では、事故要件として非常危険の発生による「事業の継続の不能」等を求めており、その一部が休止しているのみでは保険金支払の対象とならない。こうした中、例えば基幹インフラ等、事業の性質上、事業全体を休止することが不可能なものについても、事業の休止に相当すると認められる場合には保険金支払の対象にする。

また、事故事由が発生すると保険金請求を行うことになるが、被保険者は、損失防止軽減義務や債権保全義務といった責任を果たすことが求められる。しかし、特に政府向けの案件や政府保証付きの案件では、民間企業や民間金融機関が対応するには難しい局面もある。政府保証付きの案件において、NEXI は、保険金を支払うに当たって、相手国政府に対する保証履行請求や保証不履行の確認を被保険者に対して求めているが、保証履行請求後に保証人たる相手国政府が保証履行に応じなかった際に、相手国政府の債務不履行に該当すると契約上定められている場合は、保証履行請求等により相手国政府のクロスデフォルトを引き起こし、

相手国全体の信用を揺るがす展開になり得る。そのため、こうした場面では、民間企業や民間金融機関が対応するのは困難であるとの指摘があった。こうした指摘を踏まえ、民間企業や民間金融機関により実施可能な損失防止軽減義務や債権保全義務が果たされていることを前提に、相手国との関係から保険金請求期限内に保証履行請求等を行うことが難しい場合の対応について、NEXI において検討することが適当である。

また、保険金支払を受けた後も、被保険者には、債務者に対して回収行為を行う義務が課されており、こうした回収協力義務は被保険者にとっては負担となっているとの指摘があった。例えば、当初3カ月ごと、その後1年ごとに回収に関する報告を、回収が終了するまで長期間に亘って行い続ける必要があるところ、この義務は回収の可能性が明らかに見込めない場合にも同様に課されている。こうしたことを踏まえ、公的金融機関である NEXI の債権を回収する必要性及び企業のモラルハザードを回避する観点は確保しつつ、被保険者の負担を軽減するため、例えば、債務者の性質や期間といった観点から、NEXI において回収の終了認定の柔軟化を合理的に検討することが適当である。

なお、検討を進めるに当たっては、NEXI の中長期的な収支相償の原則や、保険の基本的な骨格を前提とする必要がある。

## (2) 脱炭素を含む SDGs 等の達成に向けた取組支援

世界的な脱炭素化の流れを受け、諸外国の環境政策やエネルギー政策動向も変化する中、日本は、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解しつつ、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案や脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うエンゲージメントを実施していくこととしている。また、気候変動に加え、雇用や格差等、様々な課題がある中で、多くの社会問題を総合的に勘案し、バランスの取れた解決策を「質の高いインフラ投資」を通じて実現していくことも重要である。

EU においては、EU タクソノミー策定に向けた動きがある一方、シンガポール・タクソノミーでは、電力需給や再生可能エネルギーの利用可能状況など、アジアの事情に即した現実的で持続可能な脱炭素・エネルギー転換の取組を促進する“トランジション”の基準も検討されている。アジアにおけるインフラファイナンスにおいて極めて重要な役割を果たす我が国が主導して、アジアのトランジション・ファイナンスの在り方を示すことは重要である。

こうした中、アジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成を支援するため、経済産業省は日本による具体的な支援策として「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)」を発表した。具体的な支援策として、各国のエネルギー・トランジションのロードマップ策定支援や、再エネ・省エネ・LNG 等のプロジェクトへの 100 億ドルファイナンス支援などに取り組むこととしている。

アジアのトランジション・ファイナンスを検討するに当たっては、まずは、日本国内又はアジアにおいて、公的金融機関のみならず民間金融機関の参加を得てアジアの実態に即した議論を行い、グローバルな理解を得ていくことが重要である。

アジア等の新興国のインフラシステムの需要は今後も拡大する見通しである中、伝統的な資金供給主体である政府や銀行に加え、機関投資家の資金の更なる呼び込みが必要である。グリーンの流れを受けて、再生可能エネルギー分野における分散型やオフグリッドなど小規模・分散型電源向け支援、新技術・スタートアップに対するリスクテイクへの期待も高まる中で、貿易保険を含むファイナンスの方法について検討する必要がある。

再生可能エネルギー等は、投資家の関心が高く積極的に参画を望む分野と考えられる。こうした中、銀行は、案件の組成には強みがある一方で、高度で健全な流動性リスク管理が求められており、資産の圧縮が経営上の重要課題となっている。また日本企業からは、資産入替等の観点から、事業の途中で出資割合を減らすことなどの相談も増えている。そのため、銀行等が組成した案件について、機関投資家への譲渡を通じてその債権の流動化を促進することにより、インフラシステムへの資金供給の新たな循環を促すことが重要である。その際、NEXI 保険付債権の譲渡について、より柔軟な仕組みを検討することが必要との指摘があった。

NEXI 保険付債権の譲渡については、貿易保険制度の趣旨も鑑みて検討を行う必要がある。日本裨益の確保の観点からは、例えば、日本企業による輸出が紐づいていることや日本企業が一定の出資割合を保有することなどにより、我が国の銀行等の債権保有がなくなった後も我が国の裨益が維持されるものについては、現在既に認めているエージェン特行による債権の一部譲渡に加え、全額譲渡についても、NEXI において検討することが適当である。ただし、被保険者義務の確実な履行の確保の観点からは、譲渡先に債権の回収や管理に必要な能力があることが重要であり、こうしたことなどを勘案し、整理を進めることが適当である。

また、NEXI 保険付債権の譲渡のうち、銀行が契約上の地位を残したまま、リスクだけをカーブアウトするパートアウトについて、商慣行や他国の公的金融機関の考え方も踏まえて、現在の NEXI での事前承認を柔軟化できないかとの指摘があった。当該事前承認は、実質的な被保険利益の移転を NEXI として把握するために、2020 年 10 月から導入されているものであるが、例えば銀行等に求める債権の最低保有比率を設定するなどの民間損害保険会社の対応も参考にしつつ、NEXI において当該事前承認の在り方について検討することが適当である。

NEXI においては、SDGs 達成への貢献等の先導性要素を認定する案件には積極的に支援を行う LEAD イニシアティブや、途上国のインフラへの機関投資家による投資を促すためのインフラファンド・プロジェクトボンド向け保険の提供といった取組を行っている。

再生可能エネルギーを含むグリーン等の案件への企業の挑戦を更に支援する観点からは、保険カバー率を上げつつ、保険料は据え置きにするといった仕組みを導入することができないかとの指摘や、SDGs 等の取組を行う企業との取引については、保険料を優遇するなどの措置があれば、こうした取組を進めるインセンティブとなるとの指摘があった。こうした指摘に

NEXI が収支相償の原則の下で対応するため、NEXI においてこのような案件のリスクについての考え方を整理しつつ、対応を検討することが適当である。

分散型電源等の小規模案件については、事業ごとに一件ずつファイナンスをするのはコストや手間の負担が大きいとの指摘があった。こうした観点からは、バンクローンや、政府機関や国際金融機関とのクレジットラインの設定などにより、大口のファイナンス案件にまとめた上で、NEXI が貿易保険を付すことで、貸し手のコスト等の軽減を図ることも適当である。

また、新技術分野の事業化に当たっては、死の谷をどう乗り越えるかが長年の課題となっている。新技術分野の事業化に際してのリスクテイクをより行いやすくするために、NEXI と研究開発の F/S を担う NEDO 等とが連携し、事業の将来性・継続性や資金調達の見通しなどファイナンスの課題も F/S に併せて検討を行うことが適当である。

また、取引が多様化する中で、外国（法）人が保険契約者となる場合もあるところ、利用者利便の向上の観点からは、保険約款等の英訳版の提供が有用である。

### (3) 中堅・中小企業／農林水産品分野等の海外展開支援

(中堅・中小企業)

新型コロナの影響が長期化する中においても、我が国経済の持続的な成長を実現するためには、中堅・中小企業の海外展開支援は引き続き重要である。こうした中、NEXI においては、個別案件の事情を精査した上でバイヤー格付の引下げを猶予する運用や、保険手続について期限到来後の柔軟な対応、さらにはリモートワーク対応のための手続改善などの取組を行っているところであり、こうした取組を引き続き行うことは重要である。また、海外展開を検討する中堅・中小企業向けの対応として、前回懇談会の報告書も踏まえ、2021 年 1 月から、NEXI においては、保有する海外バイヤーの格付等の情報を国及び業種ごとに一覧化し、無料で提供するサービスを実施している。その上で、中堅・中小企業にとっては、海外バイヤーの信用調査は依然として困難であるため、NEXI が保有する信用情報の提供を検討できないかとの指摘があった。NEXI が保有する信用情報は、NEXI が契約している外部の信用調査会社との関係もあるため直ちに対応することは困難であると考えられるが、特に中堅・中小企業の海外展開を支援する観点からは、NEXI において、事業者が必要とする情報の内容も確認しつつ、将来的には、こうした情報提供を行うことを検討していくことが適当である。

加えて、NEXI は民間損害保険会社から再保険の引受けを行い、民間損害保険会社の有する全国ネットワークを通して、全国各地の中堅・中小企業に向けて貿易保険を届ける取組を行っており、こうした民間損害保険会社との連携に引き続き取り組んでいくことは重要である。貿易保険制度を事業者により広く周知をする観点からは、NEXI と共に企業の貿易や投資促進に取り組む日本貿易振興機構 (JETRO) の拠点の活用についても検討することが適当である。

また、中堅・中小企業では、日々少額の受注を大量に受けるが、その受注案件ごとに輸出契約を締結し、その輸出契約ごとに個別に保険契約を締結することは、リソースの限られている中堅・中小企業にとっては非常に困難であるとの指摘があった。大企業中心に包括保険が利用されているが、中堅・中小企業に対しても、まずは、既に提供されている包括保険の仕組みをより広く周知することが適当である。

その上で、既存の包括保険に関する手続は中堅・中小企業にとっては依然として負担であるため、例えば年単位・企業単位で包括的に保険契約を締結する仕組みを検討できないかとの指摘があった。こうした指摘も踏まえ、貿易保険の利便性を更に向上する観点からは、既存の保険商品の見直しも含めて、中堅・中小企業の手続の負担を軽減するための仕組みをNEXIにおいて検討することが適当である。

#### (農林水産品分野)

農林水産品分野では、5兆円の輸出目標を実現するための「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が決定されたところであり、農林水産省と連携しつつ、取組を強化することは重要である。その際には、農林水産品分野において貿易保険を広く活用してもらうために、輸出ニーズに合致した保険商品の充実、複数窓口の設定による貿易保険へのアクセス向上、農林水産品分野の契約や商慣行も踏まえた手続の簡素化、保険料の負担の軽減等の観点で対応を考えていく必要がある。

具体的には、農林水産省では、農業者の収入を補償するための収入保険を提供しているところ、農産物の輸送中の損害等を対象とする民間損害保険会社の保険、輸出に伴う非常危険等を対象とするNEXIの貿易保険も組み合わせ、相互補完的な連携を検討することで、農林水産品分野の輸出促進を図ることが適当である。

NEXIにおいては、全国の地方銀行や信用金庫等の金融機関への委託・提携を通して、貿易保険へのアクセスを向上するとともに、保険料の割引も行っている。NEXIにおいて、農林水産品分野においても、同様の取組を進めることを検討することが適当である。

また、輸出者である個者が負担する保険契約締結等の手続のコストを軽減するため、商社、製造業等で実施しているような業界団体単位で包括的に契約を締結できる仕組みを、農林水産品分野についても、民業圧迫の観点に留意しつつ、例えば上記「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で設定された輸出重点品目も念頭に、NEXIにおいて導入を検討することが適当である。一方で、ひとつの団体の中でも事業規模等が異なる事業者が混在しており、受益の度合等は区々になることもあることから、こうした点にも留意をしつつ検討する必要がある。

また、商社、製造業等で実施している団体単位での包括保険についても、団体組合員である個々の事業者は、現在の仕組みでは個別契約と同様の対応を求められているため、保険申込実務の簡便化等の更なる簡素化を行うべきであるとの指摘もあった。団体包括保険の利便性の向上に向けて、既に行われているNEXIと団体との間での包括保険に関する議論や検討を引き続き進めることが適当である。

なお、資金の貸し手の立場に立つと、農業分野の輸出に当たっても、一件ずつファイナンスをするのはコストや手間の負担が大きいところ、(小規模案件と同様の考え方で) 小口の案件を多数包含する大口のファイナンス案件にまとめた上で、NEXI が貿易保険を付すことで、貸し手のコスト等の軽減を図ることが適当である。

加えて、現在の支援策は、日本国内の輸出者(サプライ・サイド)に対するものが太宗と考えられるところ、需給両面からのアプローチを行う観点からは、海外の有力バイヤー等(ディマンド・サイド)に働きかけることも重要である。例えば、他国の公的金融機関では、海外の有力バイヤーに対して保険料を優遇することを通して、自国輸出企業からの将来の輸出を促す取組を行っている例もある。こうした取組は農業に限らず戦略的にセクターを特定して行われているところ、他国の公的金融機関での取組も参考にしつつ、NEXI においてディマンド・サイドへの働きかけについて検討を行うことが適当である。

以上の取組を行う大前提として、貿易保険に関し、事業者により丁寧な説明を行うことが重要である。例えば、農林水産省のウェブサイトにある NEXI の紹介は非常に限定的な内容となっているため、より充実化することが適当である。また、特に中堅・中小企業、更には農林水産事業者向けには、手続の負担を軽減する観点から、手続がより一層簡素化された保険商品の提供を NEXI において検討していくことが重要である。加えて、中堅・中小企業や農林水産分野に限らず、保険商品の分かりやすさに加え、加入のしやすさを高める観点から、ペーパーレス化を進めるなどの工夫をすることも重要である。

#### (4) 他国との LPF 確保のための取組 (OECD 輸出信用アレンジメント)

OECD 輸出信用アレンジメント(以下「アレンジメント」)は、公的金融機関による輸出に関連する公的支援において、供与条件の不当な緩和を規制し、アレンジメント参加国の輸出者間の LPF を確保するため、OECD 加盟国間で合意したものである。このアレンジメントに準拠しつつ、日本の国際競争力を高めていくことが重要である。

現在の NEXI の枠組では、アレンジメントの適用除外とされている農産物及び軍事機器の輸出に対する公的支援についても、アレンジメントの適用対象となる品目と同様の保険料率を適用することとなっている。そのため、上記の農林水産分野での支援要請の高まりなどの実態も踏まえ、NEXI においては、収支相償の原則を念頭に、少なくとも現在 NEXI において最も優遇された保険料率の基準までの引下げを前提として、こうした分野について通常の料率より優遇できるようにすることが適当である。案件入札の場面では、一発勝負の場合もあることを踏まえ、あらかじめ競争力のある枠組とするのが適当である。

また、アレンジメントは、その参加国の間での合意に基づくルールであるが、ルールの枠内において、アレンジメントに縛られない非 OECD 諸国との LPF を確保することも必要である。こうした中、アレンジメントでは、他国がアレンジメントよりも有利な供与条件を提示した場合に限り対抗措置として同様の条件を提示可能とすること（マッチング）を認めている。非 OECD 諸国との LPF 確保の観点も踏まえ、NEXI においてもこれに対応した規定を整備することが適当である。

加えて、新型コロナをきっかけとして、G20 及びパリクラブの協同の取組である「債務支払猶予イニシアティブ」(DSSI) や「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組」が設立されたが、これらは、完全かつ透明な実施を通じて非 OECD 諸国における公的金融の実態把握に資するものであり、非 OECD 諸国との LPF 確保に向けた重要な一歩と言える。併せて、こうした国における公的支援について既存のチャンネルも活用しながら実態把握を行っていくことが重要である。

このほか、他国の公的金融機関では、民間金融機関の資金調達を支援することにより、当該金融機関によるファイナンスの条件を向上し、企業の海外事業を支援している例もあるところ、NEXI においても同様の取組が検討できないかとの指摘があった。例えば、NEXI が支援するプロジェクトに対する融資に必要な資金の調達に当たって、外貨を潤沢に持つ外国の金融機関からの我が国の金融機関に対する外貨の融資に NEXI が付保することで、我が国の金融機関の外貨調達コストが下がり、これにより当該プロジェクトに対してより競争力のある金利を提示できる場合もある。このような国内企業や国内金融機関向けの融資に対する付保は、対外取引の健全な発達を図るという貿易保険制度の趣旨に鑑み、慎重に対応することが求められる。その上で、政府においては、特に政策的に支援が必要な分野については、保険の対象とすることを検討することが適当である。

また、現在、アレンジメントで指定されていない機関も含めて国際金融機関は所在する国のリスクを評価して保険料率が計算されているところ、当該機関の外部格付をより一層活用するなど、より実態に即したリスク評価の手法について、NEXI において検討することが適当である。

## (5) NEXI の監理

先般、NEXI において、①法律上認められていない外国債券の保有、②保険料の誤徴収、といった法令違反が判明した。NEXI では、外部調査委員会の指摘も踏まえた再発防止策を講じたところであるが、この事案の経緯も踏まえ、経済産業省の NEXI に対する監督についても検討をする必要がある。

### (①外国債券の保有)

現行制度上、業務の安定的な運営の観点から、NEXI が保有できる外国債券は、「外国政府及び国際機関の発行する有価証券」に限定されており、今般問題となったドイツ復興金融公庫債はそのいずれにも該当しないものであった。

資金運用について、他の政府機関と比較しても NEXI の資金運用先は限定的とも考えられる中、NEXI が保有する資金のリスクを分散して適切に運用する観点からは、運用先の多様化を図る必要があるとの指摘があった。また、ドイツ復興金融公庫債はドイツ連邦政府により元本・利子の支払が保証されているものであり、その安定性や流動性は、既に貿易保険法上保有が認められる他の外国債券と遜色ないものとの指摘があった。そのため、公的金融機関として、資金の安定運用を大前提とした上で、こうした債券を、NEXI が保有できるものとして追加すべきとの指摘があった。政府においては、NEXI における再発防止策の実施状況も踏まえつつ、措置を行うことが適当である。

### (②保険料の誤徴収を含む重大な事案への対応)

貿易保険法上、NEXI は保険料率規程を経済産業省に届け出て、その規程に基づいて貿易保険の引受けを行うことが求められている。こうした規定に基づき、適切な保険の引受けを行うことは大前提であるが、NEXI においては多数の保険契約関連手続を行っていることなども踏まえると、人的ミスが生じた場合の対応を検討しておくべきとの指摘があった。

こうした中、仮に先般のような重大な事案が起きた際にも適切に処理がなされるよう、案件の性質に応じて、株式会社として NEXI の責任において対処すべきものと、監督官庁である経済産業省に報告すべきもの、といった役割分担を行うことが必要である。

その上で、先般の事案について、経済産業省と NEXI とのやりとりが必ずしも文書に基づかずに行われ、組織内での情報共有が適切に行われなかったとの指摘があった。重大な事案に関する監督官庁への報告に当たっては文書で行うなど、適切な形で行われるように措置すべきである。

監督官庁への報告について、例えば、民間損害保険会社を規制する保険業法では、不祥事件が発生したことを保険会社が知った場合には内閣総理大臣（金融庁）に届け出なければならないこととしている。こうした規定は、銀行法等の金融業法において導入されているものであり、政府においては、保険という金融機能を担う NEXI にも同様の仕組みを導入することが適当である。その際、過料の規定の整備など、この届出規定の実効性を確保するための仕組みも併せて検討する必要がある。

また、必ずしも不祥事件にまでは該当しないものの、業務の適切な運営に支障をきたすような重大な事案が生じた際にも、適切な形で監督官庁への報告が行われるよう、政府においては、監督指針を定めることが適当である。

(その他)

先般判明した法令違反は、いずれも、違反の場合には、裁判所への過料の通知の対象となる旨、貿易保険法上規定されている。このように、法令違反の場合には直ちに過料の通知の対象となるという条文の建付けは他法令においても一般的ではあるものの、処分の予見可能性を高め、NEXI の現場も委縮せず業務を行えるようにすることも重要との指摘があった。そのため、他法令での対応も参考にしつつ、どのような基準で過料の通知に関する判断を行うか、政府において整理することが適当である。また、こうした整理をする際には、NEXI の業務内容等をよく勘案する必要がある。

また、NEXI が行う貿易保険事業は、当初政府が運営していたところ、2001年に独立行政法人日本貿易保険を設立して業務を移管、その後 2017年に株式会社化したという経緯がある。こうした経緯や、NEXI が株式会社であるという点を踏まえ、法制上手当てすべきことに加えて、株式会社となった NEXI 自身が社内での教育や体制強化を行う必要があるとの指摘があった。社員のコンプライアンス意識を醸成し、法令遵守のみならずユーザーが求めるサービスの水準を満たす業務プロセスの遂行の徹底を形骸化させないため、NEXI においては、全社員向けの定期的な研修などに真摯に取り組むことが重要である。

これらの取組を通して、ユーザーにとって安心感のある貿易保険制度の確立を目指していくことが重要である。

### 3. おわりに

貿易保険は、我が国企業の国際競争力を維持・強化する上で重要な政策ツールであり、ビジネスを取り巻く環境が変化する中で、その役割はますます重要となっている。経済産業省の NEXI の監理を含めて NEXI の業務体制を強化しつつ、引き続き収支相償の原則を前提に安定的に貿易保険を提供し、SDGs 等の取組を積極的に支援することで、中堅・中小企業を含む我が国企業の国際事業展開を一層後押ししていくことが重要である。

このため、本報告書を踏まえた制度の見直しや運用の改善が早急に行われることを通じて、貿易保険が環境変化に柔軟かつ迅速に対応することで、利用者へのサービス向上を実現し、ひいては我が国企業の対外取引の健全な発達に資することを強く期待する。

また、国際情勢を含む様々な状況の変化に貿易保険制度が対応できるよう、不断の見直しを行うことは言うまでもない。本懇談会としても、必要に応じて更に検討を行うこととしたい。

(以 上)

「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）」 出席者名簿

■メンバー（氏名五十音順）

甲斐 徹	東京海上日動火災保険株式会社	コーポレート運用部 部長 兼 保証信用保険グループリーダー
加畑 宏	株式会社サンコートレーディング	取締役会長
川島 正	伊藤忠商事株式会社	日本機械輸出組合貿易保険委員会委員長
北野 尚宏	早稲田大学	理工学術院教授
木目田 裕	西村あさひ法律事務所	パートナー
林 いづみ	桜坂法律事務所	パートナー
藤木 正行	株式会社三菱UFJ銀行	ソリューション本部 ソリューションプロダクツ部 部長
◎ 柳川 範之	東京大学大学院	経済学研究科教授
○ 横田 絵理	慶應義塾大学	商学部教授

◎は座長、○は座長代理

■経済産業省

飯田 陽一	貿易経済協力局長
岩永 正嗣	大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
弓削 州司	大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
藤井 亮輔	貿易経済協力局 通商金融課長

※他事務局等

■オブザーバー

金融庁  
財務省